



《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
① 住宅支援給付事業	住宅支援給付の相談・申請、決定・支給及び就労支援を行う。	相談・支援者数	人	30	29	2	12
② 生活保護受給者就労支援事業	生活保護受給者の就労支援を行う。	支援者数	人	10	11	37	20
③							
④							
⑤							

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H23目標	H24目標	H25目標	H26目標
			H23実績	H24実績	H25実績	
1 住宅支援給付等新規支給者数	住宅手当・住宅支援給付を新規に申請して支給が決定した者の数	人	36	12	12	12
			11	10	2	
2 就職者数	就労支援により就職した者の数	人	11	11	2	12
			9	7	1	

《事務事業の評価》

評価項目	評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	第2のセーフティネットとして、求職者支援制度の事業の一つであり、第2のセーフティネットとして機能している。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	
有効性 (判定) A	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	
効率性 (判定) A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	

《今後の方向性と改善》

今後の方向性【31】	<input type="checkbox"/> 拡充して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小を検討 <input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討 <input type="checkbox"/> 細事業の効率化【 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 民間活用 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 <input type="checkbox"/> 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	平成25年度からは「住宅支援給付事業」となり、事業内容の一部が変更された。平成27年度からは「新たな生活困窮者自立支援制度」の「住居確保給付金事業」となるため、事業の周知方法に工夫が必要と思われる。
昨年からの見直し・改善状況【32】	平成27年度からの生活困窮者自立支援制度の事業実施に向けての検討を行っている。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	本事業は、失業者・離職者にとって生活の安定を図るために必要な事業である。今後も公共職業安定所と緊密に連携して支援を行う。	評価責任者 松岡 康吉
------------------	--------------------------------------------------------------	----------------